

## 亀岡市障害者施策推進協議会 議事要旨録

日時 : 平成 29 年 12 月 27 日 (水) 午前 10 時 00 分～11 時 30 分

場所 : 亀岡市役所 市民ホール

出席者 : 委員

11 名

敬称略 : 峰島、木崎、法貴、荒樋、中村、沼津、松井、加藤、光井、石野、田中

※欠席者 : 寺田、酒井

亀岡市 (健康福祉部)

6 名

計 17 名

資料 ・ 亀岡市障害者施策推進協議会次第

・ 資料 1 第 5 期亀岡市障害福祉計画 (事務局案)

・ 資料 2 亀岡市手話言語等コミュニケーション条例素案作成委員会 委員名簿

・ 資料 3 (仮称) 亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例 (最終素案)

### 1. 開会

#### ●事務局

定刻になりましたので、ただいまから亀岡市障害者施策推進協議会を開催させていただきます。本日は年の瀬の大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

亀岡市施策推進協議会は、障害者基本法に基づき、障害者の施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整に関する事項を調査・審議するため、亀岡市障害者施策推進協議会条例に基づき設置されています。

今回は、現在の委員構成となりまして3回目の協議会となります。

本日の出席ですが、委員 13 名中 11 名の出席をいただいておりますので、施策推進協議会条例第 5 条第 2 項により、本会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは開催にあたりまして、会長よりご挨拶をいただきたいと思います。会長よろしく願いいたします。

#### ●会長

寒気がひとしお身にしみる季節となりましたが、今年度 2 度目となる亀岡市障害者施策推進協議会を招集したところ、各委員様におかれましては、年の瀬が迫る師走のご多忙な中、ご出席をいただき、厚くお礼申し上げます。

本日は、いよいよ大詰めを迎えて参りました第 5 期亀岡市障害福祉計画の策

定と、亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例の制定に向けて、年明けのパブリックコメント実施の前段階となる最終素案を仕上げるための非常に大事な会議であると認識しております。

今会議で委員の皆様から率直な意見を頂戴し、審議いただくことでその成果が計画、条例に反映され、引いては亀岡市の障害福祉の推進に寄与するものと考えます。

つきましては、本日も前回8月29日に開催しました会議と同様、活発に、且つ前向きなご協議をいただきたいと思います。  
よろしく申し上げます。

●事務局

ありがとうございました。

2. 議事

●事務局

それでは、次第に沿って議事に入りたいと思います。

会議の議事は、会長が執り行うこととなっておりますので、会長、議事の進行をお願いします。

●会長

それでは、議事（1）第5期亀岡市障害福祉計画最終案について事務局から説明願います。

－ 資料1に基づき説明 －

●会長

ありがとうございます。今の説明事項について、ご意見、ご質問等がございますか。

－ 発言がないまましばらく時間が経過 －

●会長

それでは私からお聞きします。19Pの施設入居者の地域生活への移行に絡んで、施設入居者の現状をお聞きしたいのですが？

### ●委員

一つは前回会議でもお伝えしましたが、入所者の高齢化の問題があります。また、介護、支援の知識、技術に長けた人材の不足が切実な問題で、この仕事が思いの強さだけではできない仕事であることを痛切に感じます。機能低下をしていく人への対応が追いついていないですし、青年期後半、中年期に差し掛かる入所者に対し機能低下を予防する取り組みを進めていかなければならないと感じています。重度の入所者の高齢化に直面して、地域での生きがい作りですとか、就労というものがとても大切なものだということを改めて感じます。

前回は施設入所者の看取りの話をしていただきましたが、介護事業所への移行も障害の特性上難しい面がありますので、重度障害を抱えた方一人一人に即した人生を計画するという非常に大きな目標を私たちはもう一度考え直す時ではないかと思えます。

また、高度自閉症、発達障害の方の入所希望が増加しているのと、ずっと我が子を介護していた親御さん自身に介護が必要となったということで、高齢期に差し掛かっている方からの入所希望が何件かありますが、拠出金に限界がありますので、お待ちいただいているような状況です。

### ●会長

ありがとうございました。「必要な人には必要な支援であるため、目標数値は設定しません」という指針の記載がこの実状を反映したものと考えます。待機者がいらっしゃるという現実もありますし、「施設入所から地域移行」という看板だけを掲げるのではなく、施設に入所されている方も地域と繋がりが持てるよう、施設のスタッフの方々も十分頑張っていると思っています。

また、20Pの保健医療関係の計画に関してですが、本日は医師会の寺田委員が欠席されているため、医師会との連携の部分等がお聞きできないところがございますが、精神障害の方の早期退院率等は亀岡市では数字をつかむことが難しいため、具体的な数字を落とし込むことには限界があると思えますので、京都府の方から数値のデータをいただくような形になると思えます。南丹圏域2市1町で精神障害者の早期退院に係る情報等はお持ちですか？

### ●委員

長期入院の方については数字としては把握できない状態です。京都府主管課に母数をはじきだしてほしいと言っていますが、京都府が行っている毎年6月30日現在の長期入院者数の調査では、市町村ごとの数値を出していません。ですので、京都府としても母数なるような数値を出しづらい状況にあります。

●委員

学校を卒業してもどこも行くところがないということを防ぐような計画にする必要があると思いますが、その辺りについて学校現場からのご意見をお聞きしたいのですが？

●委員

中学校の支援学級については概ね進路の確定はできています。丹波支援学校については亀岡市では正確な数値は出せませんが、一般就労に力を入れていただいております、就労者を増やしていただいていると聞いています。しかしながら依然厳しい状態であるとのこと。

●委員

亀岡市の支援学校の生徒さんで軽度の障害の方は電車通勤ができることから、ここ数年の傾向として一般就労のケースもそうですが、京都市内の就労移行支援事業所やB型事業所に通うケースが増えています。その点から言うと今年度については受け皿は確保できるものと考えていますが、今の支援学校の高等部1年生が三十数名いまして、中度から重度の障害の方が多いと聞いています。その方々はどのような進路希望をされるか現時点では分かりませんが、その方々の受け皿確保ができるかどうかの精査はまだできていないような状況です。

●委員

就労継続支援と生活介護に契約希望が集中することが想定されますので、この程度の数値目標でいいのかどうかは考えないといけません。現場の方に聞いてみると定員を超えてどれだけ受け入れ可能かを考えなければならない状況だということでした。学校を卒業してもどこも行くところがないという状況だけは避けないといけません、先程の話からすると2年後に卒業生の受け皿確保ができないかもしれないということですね？

●委員

定員の考え方と言うと、定員の125%は受け入れ可能というものの、あくまでも緊急的、一時的な受け入れに留めるべきものであって、それが常態化しているのは良くないと別の会議で説明を受けたことがありました。そうすると数値目標の達成は厳しくなってくると思われれます。

●委員

事務局の考えとしてはどうですか？

●事務局

南丹圏域の事業所だけではなく、近隣の事業所も活用しながら受け皿の確保ができればと考えています。

●委員

私たちの施設には通所部門がありまして、社会的に受容が難しい自閉症、知的障害等の方々の受け入れを行っています。今後環境的な整備を進めていきたいのですが、亀岡市は市街化調整区域が多く、施設の拡張整備が思うように進んでいません。街中の施設ではできない地域の自然等を活かした独自のプログラムを考えていくということがこの分野では非常に重要なのですが、前述の規制があるためとても困っている状況です。

●会長

これは何年も前から言われている問題ですね。昔は山奥とか農村地域でなければそういった施設は作れなかったのですが、今は違う方向に進んでいます。

●委員

今まで市街化調整区域の許可権が知事の方にありましたが、今年度4月から亀岡市長の方に権限移譲されています。法的な制度ですので昔のように福祉施設であれば許可なしで作れる状況ではありませんが、私自身どのような条件があるのか再度確認してみます。全国的にも農福連携の視点が注目されていますし、亀岡市としてもどうということがやっていけるのか検討する必要があると考えます。

●委員

農福連携も現状就労事業所でないと連携してもらえないです。私たちのような生活介護の事業所では難しいですね。

●委員

介護も農業ができるような環境でやりたいというお話でしたので、許可要件等も含めて是非検討いただきたいと思いますね。

●委員

京都府が進めている農福連携については生活介護も対象に入っています。京都農福連携センターを本庁の中に設置していますが、そこでは就労という観点

だけではなく、農業従事者と福祉に携わるスタッフの方々といった、地域で共生していくための大きい枠組みで考えています。

●委員

国分寺跡の事業の関係で、農業をリタイアされた地域の方と一緒にやりたいので、農福連携事業として取り扱ってほしいと保健所に伝えましたが、就労事業だけだと断られたことがありましたので、是非またご検討をお願いします。

●委員

行政も計画で数値は掲げますが、事業所にこういう事業を開設してくださいといった時の財政的なバックアップができる状況にはありませんので、京都府とも連携する中でそれぞれの事業所が取り組みやすい方向に進める支援をできる限り行っていく必要があるかと思えます。

●委員

27Pの短期入所についてですが、亀岡市において事業所の枠として児童の短期入所の受け皿は足りているのかをお聞きしたいのですが？

●事務局

短期入所の数値は国保連合会の請求から算出しており、障害児についても「障害者」という一括りの請求の扱いになっているため、実態は把握できない状況ですが、ご指摘の通り、数値を把握していく必要はあると考えています。

●委員

質問ですが、22Pの障害者支援について、23Pの成果目標に児童発達支援センターを1箇所作ると書かれていますが、これは亀岡市で作るのか南丹圏域で作るのか、また支援学校との連携を進める中でその機能を持たせるのかどうお考えですか？

●事務局

児童発達支援センターは未就学児に対して療育指導を行う事業所のことであり、実状としては既に花ノ木が児童発達支援センターの機能を有しています。

●委員

あと「子ども・子育て支援等」の利用ニーズについてですが、ニーズを把握することは大事ですが、現状、放課後児童会については100%受け入れをし

ています。目標を設定する上では全ての児童を受け入れるということが基本スタンスですので、人数を目標設定することには違和感を覚えます。ここは全ての児童を100%受け入れるということを目標にしてはどうかと思います。

●会長

表記の仕方を工夫すればよろしいですか？

●委員

現状の表記では具体的な数値が書かれていますが、実際にはここに書かれている人数全てを受け入れることが目標ですので、違和感を覚えます。

●事務局

障害のあるお子様については放課後デイサービスを希望されるケースが多いのですが、中には放課後児童会を希望されるケースもあります。そういった場合に漏れなく受け入れを行うということを目標設定に置くということによろしかったでしょうか？

●委員

仮に目標設定をするのであれば、障害をお持ちのお子様を対象にした放課後児童会の枠組み作りを目指すといったような内容になるのではないかと思います。行う上では教室が足りない等の環境的な課題や、専門スタッフの配置等の人的な課題もあり、今後議論を深め、検討していかなければならないとは思いますが。

●事務局

表記の仕方を含め、この点については後程教育委員会と調整をさせていただきます。

●会長

亀岡市の計画としては放課後児童会を必要とされるお子様については100%の受け入れを目指すという内容で、教育委員会と調整の上計画の修正を図っていただければと思います。

あと、私からのお願いですが、34Pの地域生活支援事業の中の日常生活用具給付等事業について、現実的に国の補助金カットされることが多いと思いますが、本来市町村事業となる前は国の方で行っていた事業ですので、補助金が保証されないのであれば、国の制度に戻して負担金で事業を進めていくよう、

京都府を通じて要望し続けてほしいと思います。そうでないと、市町村事業の自由度が失われていきますので。

●事務局次長

制度的には国50%、府25%の割合で交付されるべき補助金が、実際には44%しか入っていないのが実状です。日常生活用具や、日中一時支援といった事業で大変厳しい対応を迫られています。毎年近畿の福祉事務所長会議の中でも厚生労働省への要望事項として継続的に要望をしていますが、変化がないような状況ですので、京都府障害者支援課にも何度か直接お願いをしたような経過があります。今後も引き続き、負担金への移行も含めまして、補助金が全額交付されるよう、要望を続けていきたいと考えています。

●会長

新しい事業をニーズに応じて展開していかなければなりません。行政としては財源の確保が大きな課題でもあります。市町村事業になるほど苦しくなってくる側面があります。過去には市町村事業のガイドヘルプで対応してきた視覚障害の方の外出支援については国の制度に移行した経過もあります。行政だけではなく当事者の方の運動も大事になってくると思いますので、引き続き声を上げていただきますと亀岡市の制度の充実にも繋がるとと思いますので、よろしくをお願いします。

他にご意見はございますか？

－ 発言がないまましばらく時間が経過 －

●会長

それでは、第1議案の「第5期亀岡市障害福祉計画」の最終案につきまして、この後パブリックコメントを実施する訳ですが、今会議のご意見を計画に反映させていただくとしまして、一旦「計画素案」としてご承認いただけますでしょうか。反対の方は挙手をしていただいて、反対の意見表明をしていただけたらと思います。

－ 反対意見なし －

●会長

特に反対意見はないようですので、当案を承認とさせていただきます。ありがとうございました。年明けに計画素案に係るパブリックコメントを実施いた



しまして、その中で広く市民の方からの意見を聴収し、その中で必要に応じて計画素案の修正を図っていきたいと思います。大きな修正等が生じた場合は皆様にご意見を頂戴するとして、パブリックコメント後、正式な最終案の決定については私に一任いただければと思います。それでよろしかったでしょうか？

－ 異議なし －

●会長

それでは、皆様にご承認いただけたということで、事務局には年明けのパブリックコメントの準備をお願いしたいと思います。

それでは次に議事（２）亀岡市手話言語コミュニケーション条例最終案について事務局から説明をお願いします。

－ 資料（２）に基づき説明 －

●会長

ありがとうございました。手話言語等コミュニケーション条例素案作成委員会を前回の会議でご承認いただきまして、この委員については私の他に酒井委員、法貴委員、荒樋委員、岸田委員等に入ってください、これまで3回の会議を開催してきました。今事務局から説明いただいた内容で今回の素案を提案させていただいたところです。皆様からご意見ございましたらよろしく願いたいします。

●委員

定義のところでは第3条（１）で障害は「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）」とありますが、発達障害の位置付けはどこにあるのでしょうか？精神障害の中に含まれるということでしょうか？私たちは知的障害、発達障害共々に活動をしていますので、場合によっては誤解を招く恐れがあると考えますが。

●会長

活動されている団体としては発達障害の子供達は知的障害の括りで共に活動を行っているということですね。

●委員

発達障害の方で高額なお薬を服用されている方等は自立支援医療制度を利用されているケースもありますが、発達障害がどの障害に該当するかという話となれば知的障害ではないかと思うのですが？

●会長

私が理解する部分で言いますと、元々知的障害の分類は医学的に言うと精神障害の中に入るかと思いますが、医学的な位置付けと現状の理解とは異なるということだと思えます。そのあたりどう思われますか？

●委員

おそらくこの定義は手帳の分類を基にして考えられたのだと思いますが、手帳有りきではないと思えます。日常生活を送るにあたってこういったコミュニケーションツールが必要な方というのは手帳の有無とは関係なく、そういうツールが必要な状態にあるかどうかの方が大事だと思いますので、敢えて手帳という概念をはずして身体障害、知的障害、精神障害、発達障害という形で並列で表現していただいた方がいいかと思えます。あと、もう一つ加えていけばこの中に難病という概念も加えてもいいかと思えます。進行性の難病ですと最終的に発語が困難になる場合もありますので。

●会長

ありがとうございます。現時点でのこの定義の根拠を事務局から説明願いますか？

●事務局

根拠は障害者基本法第2条にある「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）」という分類に基づくものです。難病の方も重度の方は身体障害者手帳を取得されていることから、広義において身体障害の中に含まれるものと捉えています。

●委員

発達障害の子供を抱える親御さんと共に活動している立場としては、法律に則した表記よりも、実態に即して「身体障害、知的障害、発達障害、精神障害」という並びの表記にしてほしいという思いをもっています。

●会長

今のご意見については事務局の方で再度調整いただくとして、今協議会での素案についてはパブリックコメントを経た後に、協議会として素案を市の方に提言をさせていただきますが、最終決定は議会の承認後となります。ここでの意見はあくまで素案に対するものであり、最終素案になる訳ではない旨各委員様にはご了解いただきたいと思います。

●委員

障害という概念をどのように定義するかは医学的見地よりも社会的見地から定義しようというのが今の流れになっていますが、日本の障害者基本法は医学的見地から障害を定義、分類しています。国の方でも障害分類の順番をどうするかということが随分議論されていまして、亀岡市の実態は先述のとおりだとしても、実際のところ実態は様々です。発達障害や難病についても、この障害が漏れているからここに入れてほしいという議論になるときりがないのではないかと思います。

●会長

素案検討委員会の経過の中で当初事務局から提案いただいたのが「障害者基本法第2条にある～」という表記でありまして、策定委員会の中でそれでは分かりにくいので具体的に障害名を出してほしいとの意見を受け、このような表記になった経過があります。策定委員会の議論を受け事務局の方でも整理をしていただいております。パブリックコメントで今述べられたような意見が出ることも想定されますが、可能な部分は調整を図るとして、完璧な表記の仕方は難しい面があることをご理解いただければと思います。

他、皆様のご意見いかがですか？

ー 発言がないまましばらく時間が経過 ー

●会長

それでは亀岡市手話言語コミュニケーション条例素案についても、一旦承認を確認させていただきたいと思います。パブリックコメントの結果次第で再度委員の皆様のご意見を拝聴する場合もあるかもしれないということをご理解いただいた上で、私の方で事務局と決定の調整をさせていただければと思います。ご承認いただけますでしょうか？

ー 異議なし ー

●会長

ありがとうございます。議事（２）亀岡市手話言語コミュニケーション条例素案についても皆様に承認いただきました。ありがとうございました。

それでは、議事（３）その他について何かありますか？

－ 発言がないまましばらく時間が経過 －

●会長

無いようですので、これで本日の全ての議事を終了しました。次年度の会議日程については現在のところ未定です。現委員の任期は来年7月までとなっております。次回の協議会は場合によっては皆様にお声かけをさせていただくことがあるかと思いますが、内容によっては次の委員にお声かけをさせていただく形になると思いますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。会議の日程が決まりましたら事務局よりご連絡させていただきます。

それでは進行を事務局にお返しします。

●事務局

長時間に渡り慎重なご審議、活発なご意見をいただきましてありがとうございました。閉会にあたりまして、職務代理者の峰島委員からご挨拶を頂戴したいと思います。

●委員

今年度の会議はこれで終わりとなります。皆様長い間ありがとうございました。亀岡市手話言語コミュニケーション条例素案については、是非豊かな実りある条例を作っていただきたいと思います。また、第5期亀岡市障害福祉計画については今日のご意見やパブリックコメントの結果を踏まえ、年度内に策定されるということなので、よろしく申し上げます。

計画については国の動向が不透明な部分もありますが、ここで決定したことは着実に確実に実行してもらいたいと思いますし、皆様にも見守っていただきたいと思います。基本計画の考えに基づき、2月、3月に計画内容が具体化すると思いますので、よろしく申し上げます。

長い間ご協力ありがとうございました。

●事務局

これをもちまして平成29年度第2回亀岡市障害者施策推進協議会を閉会します。今後、計画、条例共にパブリックコメントを経まして、会長と協議さ

せていただくこととし、最終案を確認し、当協議会長名で承認させていただきます。本日はありがとうございました。